

## 第2章 各教科

### 第1節 国語

#### 1 改訂のポイント

(1) 改訂の趣旨（これまでの成果と課題～「中央教育審議会答申」より）

社会の急激な変化 子どもを取り巻く環境の変化 学校が抱える問題の複雑化・困難化	成果 ○読解力の平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなった（PISA2012） ○言語活動の充実を踏まえた授業改善が図られている	中学校の課題 ▲伝えたい内容や自分の考えについて根拠を明確にして書いたり話したりすること ▲複数の資料から適切な情報を得てそれらを比較したり関連付けたりすること ▲文章を読んで根拠の明確さや論理の展開、表現の仕方等について評価すること
	課題 ▲複数の画面から情報を取り出し、考察しながら解答すること（PISA2015） ▲依然として教材への依存度が高い	

(2) 改訂の要点

- (ア) 目標及び内容の構成を改善 (エ) 授業改善のための言語活動の創意工夫  
 (イ) 学習内容の改善・充実 (オ) 読書指導の改善・充実  
 (ウ) 学習の系統性の重視

(ア) 目標及び内容の構成を改善

○教科の目標を資質・能力の3つの柱（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）で整理

〈平成29年告示学習指導要領の国語科の目標〉

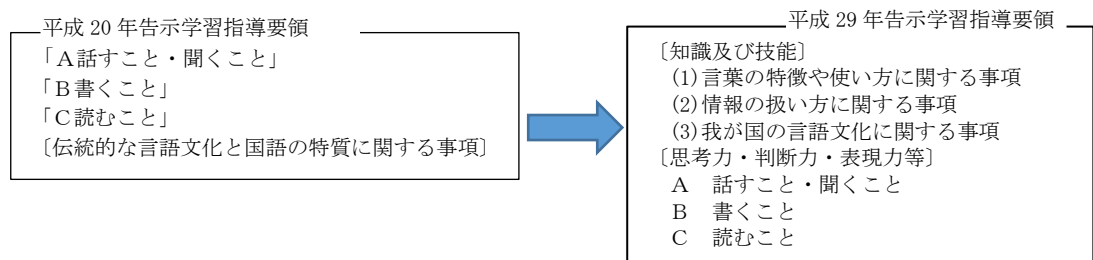
柱書  
(小中共通)

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。**知・技**
- (2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。**思・判・表等**
- (3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。**学びに向かう力・人間性等**

○学年の目標…第1学年～第3学年の目標も同様の整理。「知識及び技能」は全学年共通

○内容の構成の改善→資質・能力の三つの柱に沿った整理



(イ) 学習内容の改善・充実

① 語彙指導の改善・充実

- ・小・中9年間を通して語彙指導が系統化され、語彙を量と質の両面から充実させる。
- ・語句を話や文章の中で使うことで使いこなせる語句の量を増やし、語彙を豊かにする。

② 情報の扱い方に関する指導の改善・充実

- ・小・中学校を通して「情報の扱い方」に関する事項を新設
- ・「情報と情報との関係」、「情報の整理」の二つの系統に分けて整理

③ 学習過程の明確化、「考えの形成」の重視

- ・〔思考力・判断力・表現力等〕の各領域の学習過程の一層の明確化
- ・全ての領域で自分の考えを形成する学習過程を重視→「考えの形成」に関する指導事項を位置付け

④ 我が国の言語文化に関する指導の改善・充実

- ・「伝統的な言語文化」「言葉の由来や変化」「書写」「読書」→「我が国の言語文化に関する事項」

(ウ) 学習の系統性の重視

- ・小・中学校を通じて〔知識及び技能〕の指導事項及び〔思考力・判断力・表現力等〕の指導事項と言語活動例において重点を置くべき指導内容を明確にし、系統化を図る。

移行措置	小学校第5学年及び第6学年との系統性を意図して、平成20年改訂中学校学習指導要領で、第2学年の「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の(1)イ(ア)「～共通語と方言の果たす役割…」が、新学習指導要領において「共通語と方言の果たす役割について理解すること」として第1学年に移行。
------	---

(エ) 授業改善のための言語活動の創意工夫

- ・「言語活動」を通して「指導事項」を指導する。←変更なし
- ・言語活動例→各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から種類ごとにまとめる

(オ) 読書指導の改善・充実

- ・〔知識及び技能〕の指導事項→「読書」に関する指導事項の位置づけ
- ・「読むこと」の領域→学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動を示す

2 指導計画の作成と内容の取扱い

◆指導計画作成上の配慮事項

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に関する配慮事項

- ・単元や内容のまとまりを見通すこと。
- ・言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方を理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図る。

○弾力的な指導に関する配慮事項

- ・各学年の内容の指導については、必要に応じて当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で程度を高めて取り上げたりするなどして、弾力的に指導すること。
- ・生徒の発達の段階を見通して目標の系統性を保ちながら柔軟かつ弾力的な運用を図り、系統化した効果的な指導がなされるよう計画を立てていく。

○〔知識及び技能〕に関する配慮事項

- ・〔知識及び技能〕に示す事項の定着を図るため、必要に応じて、特定の事項を取り上げて繰り返し指導したり、まとめて単元化して扱ったり、学期や学年を超えて指導したりすることもできる。

○「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」に関する配慮事項

「話すこと・聞くこと」「書くこと」の年間指導時間数

	第1学年	第2学年	第3学年
「話すこと・聞くこと」	15～25 単位時間程度	15～25 単位時間程度	10～20 単位時間程度
「書くこと」	30～40 単位時間程度	30～40 単位時間程度	20～30 単位時間程度

○「読書」及び「C読むこと」に関する配慮事項

- ・読書は、国語科で育成を目指す資質・能力をより高める重要な活動の一つ。読書に関連する事項を〔知識及び技能〕の(3)に位置付け。
- ・〔知識及び技能〕の「読書」に関する事項及び〔思考力・判断力・表現力等〕の「C読むこと」の指導を通して、読書意欲を高め、日常生活における読書活動につながるよう配慮することが重要。

○他教科等との関連についての配慮事項

- ・言語能力…全ての教科等における学習の基盤となる資質・能力
- ・言語を直接の学習対象とする外国語科との連携は特に重要。  
(例) 国語科の学習内容が外国語科等の学習に結び付くよう指導の時期を工夫する。  
関連のある学習内容や言語活動を取り上げた単元の設定を工夫する。

○障がいのある生徒への配慮についての事項

- ・通常の学級においても、発達障害を含む障がいのある生徒が在籍している可能性があることを前提に、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要。
- ・国語科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要。

## ○道徳科などとの関連についての配慮事項

- ・国語科における道徳教育の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、国語科と道徳教育との関連を明確に意識しながら、適切に指導を行うことが必要。
- ・国語科で扱った内容や教材の中で適切なものを道徳科に活用することが効果的な場合もある。また、道徳科で取り上げたことに関係のある内容や教材を扱う場合には、道徳科における指導の成果を生かすように工夫することも考えられる。そのためにも、国語科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導内容、指導時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切。

## ◆内容の取扱いについての配慮事項

### ○〔知識及び技能〕に示す事項の取扱い

ア 生徒が、日常の言語活動の中にある言葉の特徴やきまりなどに気付くこと、学習したことを日常の話したり聞いたり書いたり読んだりする場面に生かすことを意識しながら学習できるようにすることが重要。

#### イ 漢字の指導

(ア) 他教科等の学習において必要となる漢字については、指導する時期や内容を意図的、計画的に位置づけるなど当該教科等と関連付けて指導するなど、当該教科等と関連付けた指導を行い、確実な定着が図られるよう指導を工夫すること。

#### ウ 書写の指導

・文字を正しく整えて速く書くことができるようにするとともに、書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てるよう配慮すること。

\* 「速く」…中学校における書写の中心的な学習内容となる漢字の行書及びそれに調和した仮名を書くことのねらい

・硬筆を使用する書写の指導は各学年で行う。

・毛筆を使用する書写の指導は各学年で行い、硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導する。

・書写の指導に相当する授業時数

第1学年	第2学年	第3学年
20 単位時間程度	20 単位時間程度	10 単位時間程度

この時間数を下回るものではない

・各学年に示した書写の授業時数に応じて、毛筆を使用する書写の指導と硬筆を使用する書写の指導との割合を各学校と生徒の実態に即して、適切に設定すること。

### ○情報機器の活用に関する事項

情報収集や情報発信の手段として、インターネットや電子辞書等の活用、コンピュータによる発表資料の作成やプロジェクターによる提示など、コンピュータや情報通信ネットワークを活用する機会を設けることが重要。

### ○学校図書館などの活用に関する事項

- ・学校図書館などを利用する目的を明確にした上で計画的に利用し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能の活用を図ることが重要。
- ・生徒が必要な本や資料などを選ぶことができるよう、本などの種類や配置、探し方について指導すること。

## ◆教材についての配慮事項

- ・教科及び各学年の目標、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に示す資質・能力を偏りなく養うこと、読書に親しむ態度の育成をねらいとして教材を選定。（解説「8項目の観点」参照）
- ・〔思考力、判断力、表現力等〕においては、各領域の指導が適切に行われるよう、年間を通してバランスよく教材を配当すること。
- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域の指導の充実を図るため、各領域に例示している言語活動が十分に行われるよう、教材を偏りなく取り上げるように配慮すること。
- ・いずれかの学年で近代以降の代表的な作家の作品を教材として取り上げること。古典を教材として取り扱うにあたり、これにつながる、近代以降の代表的な作家の作品に触れることで、我が国の言語文化について一層理解し、これを継承・発展させる態度を育成する。
- ・古典の指導に当たっては、生徒が古典に親しみをもてるようにすることをねらいとし、古典の原文に加え、古典の現代語訳や古典について解説した文章などを教材として取り上げること。

### 3 Q&A

#### Q 1 教科の目標を実現する上での留意点は何ですか。

国語科の教科の目標では、まず、国語科において育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」とし、国語科が「国語で理解し表現する言語能力を育成する教科」であることを示しています。言語能力は、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものであり、国語科のみで育成すべき資質・能力ではありませんが、その中核は国語科が担います。そしてこの言語能力を育成するために行うのが言語活動です。したがって、育成を目指す資質・能力としての言語能力の内容を目標として、単元や題材ごとに明確に示すことが大切です。

また、各学校が学校教育目標に掲げている、育成したい児童・生徒像を実現するために、教科としてできること、やるべきことを捉え、他教科との連携を図りながら教科の年間指導計画の中に計画的に配置し、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、定着を図ることが望めます。

#### Q 2 「言葉による見方・考え方」を働かせるとは何ですか。

平成 29 年度告示学習指導要領の解説には、「言葉による見方・考え方を働かせるとは、生徒が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる」と示されています。

これは、「言葉で表されている話や文章を、言葉の意味や働き、使い方などの言葉の様々な側面から総合的に思考・判断し、理解したり表現したりすること、また、その理解や表現について、改めて言葉に着目して吟味すること」を示したものだと言えます。しかし、これは、まったく新しい考え方というわけでも、これまでの実践で積み上げてきたことに対して、大幅な方針転換を図るものではありません。例えば、これまでも授業の中で、「最初に出てきた『ほほえむ』と、最後にでてきた『ほほえむ』は同じ言葉だけど受け取る印象が違うのはなぜだろう」や「友だちではなく校長先生に説明する時には、どのように伝えたほうが分かりやすいかな」などの学習課題や教師による発問によって、生徒が働かせてきたものと同じです。これまでも大事にしてきたものですが、これからも、国語科の「深い学び」の視点からの授業改善の鍵となるように、言葉に着目し、言葉に対しての自覚を高めるという「言葉による見方・考え方」が改めて明示されたものだと捉えてください。

#### Q 3 平成 20 年改訂学習指導要領の「B 書くこと」や「C 読むこと」の指導事項にあった「交流」がなくなり、「共有」に変わったのはなぜですか。

平成 29 年改訂学習指導要領では、指導事項を資質・能力で整理しました。そのため活動としての「交流」の言葉は無くなりました。しかし、全くなくなったのではなく、すべての言語活動の中に「交流」が含まれているという解釈です。言語活動を行う際はこのことに留意し、「交流」によってどのような資質・能力を育成したいのかというねらいを明確にすることで、「活動あって学びなし」ということにならないように留意することが大切です。